

地域医療支援病院の名称使用承認について

(市立秋田総合病院)

医務薬事課

地域医療支援病院の制度概要

趣 旨	<p>医療施設機能の体系化の一環として、患者に身近な地域で医療が提供されることが望ましいという観点から、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じて、かかりつけ医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい構造設備等を有するものについて、都道府県知事が承認するもの</p> <p>※知事は承認するに当たっては、あらかじめ医療審議会の意見を聴かなければならない</p> <p>※本県では能代山本医師会病院と秋田赤十字病院が承認を受けている</p>
主 な 機 能	<ol style="list-style-type: none">①紹介患者に対する医療の提供 (かかりつけ医等への患者の逆紹介も含む)②医療機器の共同利用の実施③救急医療の提供④地域の医療従事者に対する研修の実施

地域医療支援病院の制度概要

承認要件

①開設主体

国、都道府県、市町村、社会医療法人、医療法人等であること

②紹介患者に対する医療提供

紹介患者中心の医療を提供していること

(具体的には次のいずれかに該当すること)

I) 紹介率が80%以上

II) 紹介率が65%以上であり、かつ、逆紹介率が40%以上

III) 紹介率が50%以上であり、かつ、逆紹介率が70%以上

[参考]

紹介率 = 紹介患者の数 / 初診患者の数 × 100

逆紹介率 = 逆紹介患者の数 / 初診患者の数 × 100

紹介患者の数	開設者と直接関係のない他の病院又は診療所から紹介状により紹介された者の数（初診の患者に限る）
初診患者の数	患者の傷病について医学的に初診といわれる診療行為があった患者の数（救急自動車により搬入された患者、休日又は夜間に受診した患者等を除く）
逆紹介患者の数	地域医療支援病院から他の病院又は診療所に紹介した者の数

地域医療支援病院の制度概要

承認要件

③共同利用の実施

病院の建物や設備、器械又は器具を他の医療機関で勤務する医師等に利用させる体制が整備されていること

④救急医療の提供

救急医療を提供する能力を有していること

⑤地域の医療従事者に対する研修の実施

地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有していること

⑥病床規模

200床以上有していること

申請内容

申請者	地方独立行政法人市立秋田総合病院
病院名	市立秋田総合病院
所在地	秋田市川元松丘町4番30号
紹介率	52.2% (令和6年度)
逆紹介率	74.5% (令和6年度)
共同利用件数	1,227件 (令和6年度)
救急医療の提供	救急告示医療機関 救急自動車により搬送された患者数3,145人 (令和6年度)
地域医療従事者の研修の实地	症例検討会10回、医学・医療に関する講習会10回開催 (令和6年度)
病床数	396床 (一般333床、精神45床、結核14床、感染症4床)

審査結果

No	要件	根拠法令	審査	結果
1	<p>【開設者】 国、都道府県、市町村、厚生労働大臣の定める者（公的医療機関の開設者など）であるか。</p>	法第4条第1項	開設者は市町村である。 （地方独立行政法人施行令第40条）	適
2	<p>【紹介患者に対する医療提供】 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供するための体制（次の①～③のどれかを満たしているか）が整備されているか（いわゆる紹介外来制を原則としていること）。 具体的には次の①～③のいずれかを満たすこと。</p> <p>①紹介率が80%以上であること ②紹介率が65%以上であり、かつ逆紹介率が40%以上であること ③紹介率が50%以上であり、かつ逆紹介率が70%以上であること</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> $\text{紹介率} = \frac{\text{紹介患者の数}}{\text{初診患者の数}} \times 100$ $\text{逆紹介率} = \frac{\text{逆紹介患者の数}}{\text{初診患者の数}} \times 100$ </div>	法第4条第1項第1号 H10.5.19 健政発639 第2-3-(1)	紹介率52.2%かつ逆紹介率74.5%であり、③を満たす。 紹介患者の数： 5,246人 初診患者の数： 10,039人 逆紹介患者の数： 7,486人	適
		紹介患者の数	開設者と直接関係のない他の病院又は診療所から紹介状により紹介された者の数（初診の患者に限る）	
		初診患者の数	患者の傷病について医学的に初診といわれる診療行為があった患者の数（救急自動車により搬入された患者、休日又は夜間に受診した患者等を除く）	
		逆紹介患者の数	地域医療支援病院から他の病院又は診療所に紹介した者の数	

審査結果

No	要件	根拠法令	審査	結果
3	<p>【共同利用の実施】 当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を、当該病院に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護婦その他の医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させるための体制が整備されているか。 具体的には次の①～④を満たすこと。</p>	法第4条第1項第1号	次の①～④を満たす。	適
	<p>①施設・設備が当該病院の存する地域の全ての医師又は歯科医師の利用のために開放されており、そのための規定が運営規程等に明示されているか。</p>	H10.5.19 健政発639 第2-3-(2)ア	「市立秋田総合病院施設等共同利用運営実施要綱」を定めている。	適

審査結果

No	要件	根拠法令	審査	結果
3	②共同利用を行おうとする当該2次医療圏に所在する医療機関の登録制度（以下「利用医師等登録制度」という。）を設け、当該病院の開設者と直接関係のない医療機関が現に共同利用を行っている全ての医療機関の5割以上であるか。	H10.5.19 健政発639 第2-3-(2)イ	「市立秋田総合病院登録医制度運営要綱」を定めている。 共同利用実績は延べ1,227件（CTやMRI等の医療機器や病床の利用） 登録医療機関数197施設（開設者と直接関係のない医療機関の割合100%）	適
	③利用医師等登録制度の実施にあたる担当者を定め、登録された医療機関との協議、共同利用に関する情報の提供等連絡・調整の業務を行わせること。	H10.5.19 健政発639 第2-3-(2)ウ	担当者を定めている。 （患者サポートセンター参事と主席主査）	適
	④共同利用の実績を踏まえつつ、他医療機関の利用の申し出に適切かつ速やかに対応できる共同利用のための専用の病床が確保されているか。	H10.5.19 健政発639 第2-3-(2)エ	12床確保している。	適

審査結果

No	要件	根拠法令	審査	結果
4	【救急医療の提供】 救急医療を提供する能力を有しているか。 具体的には次の①～⑤を満たすこと。	法第4条第1項第2号	次の①～⑤を満たす。	適
	①24時間体制で入院治療を必要とする重症救急患者に必要な検査、治療ができるよう、通常の当直体制の外に重症患者の受入れに対応できる医師等医療従事者が確保されているか。（特定の診療科において24時間体制で重症患者の受入れに対応できる体制が確保されていれば差し支えない。）	H10.5.19 健政発639 第2-3-(3)ア	昭和39年6月30日 認定 救急告示医療機関	適
	②重症救急患者のために優先的に使用できる病床又は専用病床が確保されているか。		専用病床が6床確保されている。（医療棟4階ICU）	適
	③入院治療を必要とする重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設（診察室、処置室、検査室等）を有し、24時間使用可能な体制が確保されているか。	H10.5.19 健政発639 第2-3-(3)イ	ICU、救急処置室、手術室、検体検査室等を有し、24時間使用可能な体制となっている。	適

審査結果

No	要件	根拠法令	審査	結果
4	④救急自動車による傷病者の搬入に適した構造設備を有しているか。	H10.5.19 健政発639 第2-3-(3)ウ	救急車専用の搬入口を有している。	適
	⑤次のア～エのいずれかの場合に該当しているか。	H10.5.19 健政発639 第2-3-(3)エ	アに該当	適
	ア 地方公共団体又は医療機関に所属する救急自動車により搬送された患者の数（申請を行う年度の前年度の数）／救急医療圏人口×1000が2以上であること。		令和6年度救急自動車により搬送された患者数3,145人／救急医療圏人口462,478人 ×1000=6.8 > 2 ※救急医療圏人口はR6.4.1時点で算定	適
	イ 地方公共団体又は医療機関に所属する救急自動車により搬送された患者の数（申請を行う年度の前年度の数）が1000以上であること。		—	—
	ウ～エ 略		—	—

審査結果

No	要件	根拠法令	審査	結果
5	<p>【地域の医療従事者に対する研修の実施】 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有しているか。 (この場合の研修は医療法第16条の2に規定する臨床研修を念頭においているものではなく、主として既に地域において開業している又は勤務している医師、歯科医師、薬剤師及び看護婦等に対する、これらの者の資質の向上を図るための研修を指すものであること。また、研修には当該病院以外の地域の医療従事者が含まれ、医師だけでなく、他の医療従事者を対象としたものが含まれていること) 具体的には次の①～⑤を満たすこと。</p>	<p>法第4条第1項第3号</p> <p>H10.5.19 健政発639 第2-3-(4) 第2-5-(3)</p>	<p>次の①～⑤を満たす。</p>	適
	<p>①必要な図書等を整備し、地域の医師等を含めた症例検討会や医学・医療に関する講習会のような研修を定期的に行う体制が整備されているか。</p>	<p>H10.5.19 健政発639 第2-3-(4)ア</p>	<p>管理棟3階に図書室（蔵書数約1,500冊）を配置している。</p> <p>令和6年度実績で症例検討会10回（延べ166人参加）、医学・医療に関する講習会10回（延べ507人参加）を開催している</p>	適

審査結果

No	要件	根拠法令	審査	結果
5	②研修目標、研修計画、研修指導体制その他研修の実施のために必要な事項を定めた研修プログラムを作成しているか。	H10.5.19 健政発639 第2-3-(4)イ	「地域医療従事者研修プログラム」を作成している。（指導者36人の研修指導体制）	適
	③研修プログラムの管理及び評価を行うために、病院内に研修全体についての教育責任者及び研修委員会が設置されているか。	H10.5.19 健政発639 第2-3-(4)ウ	教育責任者は副院長である。 市立秋田総合病院地域医療支援委員会が設置されている。	適
	④研修の実施のために必要な施設及び設備を有しているか。	H10.5.19 健政発639 第2-3-(4)エ	講堂（医療棟5階）、会議室1・2（管理棟3階）を有している。	適
	⑤年間12回以上（申請を行う年度の前年度の数）の研修を主催しているか。	H10.5.19 健政発639 第2-3-(4)オ	令和6年度実績で20回研修を主催している。	適

審査結果

No	要件	根拠法令	審査	結果
6	<p>【病床規模】 1) 200床以上有しているか。</p>	<p>法第4条第1項第4号 規則6条の2 H10.5.19 健政発639 第2-3-(5)</p>	<p>許可病床は396床である。 (一般333床、精神45床、 結核14床、感染症4床)</p>	適
	<p>2) 200床未満の場合、他の要件を全て満たしており、次のとおり地域における医療確保のため必要であると認められるか。 ① 2次医療圏について定められた医療計画を踏まえ、地域医療の確保の観点から、当該病院に対して承認を与えることが適当と認められるか。 ② 精神科等単科の病院であって、当該診療科に関して地域における医療の確保の観点から、承認を与えることが適当と認められるか。</p>		—	—

審査結果

No	要件	根拠法令	審査	結果
7	<p>【構造設備】 次の施設を有しており、その構造設備が法令の定める要件に適合しているか。</p>	<p>法第4条第1項第5、6号</p>	<p>次の①～⑰を満たす。</p>	<p>適</p>
	<p>①各科専門の診察室</p>	<p>法第21条第1項第2号 規則第20条第1号</p>	<p>[呼吸器内科、循環器内科、血液・腎臓内科、糖尿病・内分泌内科、心臓血管外科、整形外科、小児科、眼科、耳鼻咽喉科、救急科、放射線科、臨床検査科、歯科口腔外科] 医療棟1階に配置 [消化器内科、脳神経内科、消化器外科、乳腺・内分泌外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、緩和ケア内科] 医療棟2階に配置 [精神科、産婦人科、リハビリテーション科] 医療棟3階に配置 [麻酔科、病理診断科] 医療棟4階に配置</p>	<p>適</p>

審査結果

No	要件	根拠法令	審査	結果
7	②手術室	法第21条第1項第3号 規則第20条第2、3号	医療棟4階に配置	適
	③処置室	法第21条第1項第4号 規則第20条第4号	各科専用又は兼用の処置室を有する。	適
	④臨床検査施設	法第21条第1号第5号 規則第20条第5、6号	医療棟3階に配置	適
	⑤エックス線装置	法第21条第1項第6号 規則第20条第7号	医療棟2階に配置	適

審査結果

No	要件	根拠法令	審査	結果
7	⑥調剤所	法第21条第1項第7号	医療棟 1階に配置	適
	⑦給食施設	法第21条第1項第8号 規則第20条第8、9号	医療棟 3階に配置	適
	⑧産婦人科又は産科を有する場合は、分べん室及び新生児の入浴施設	法第21条第1項第10号	医療棟 6階に配置	適
	⑨療養病床を有する場合は機能訓練室並びに談話室、食堂及び浴室	法第21条第1項第11号 規則第20条第11号	療養病床なし	—
	⑩消毒施設及び洗濯施設	法第21条第1項第12号 規則第21条第1号	[消毒施設] 医療棟 4階に配置 [洗濯施設] なし（業務委託）	適

審査結果

No	要件	根拠法令	審査	結果
7	⑪集中治療室	<p>法第22条第1号</p> <p>規則第21条の5第1号</p> <p>H10.5.19 健政発639 第2-6-(1)</p>	<p>医療棟4階に配置 生体情報管理システム、体外式心臓ペースメーカー、人工呼吸器、除細動装置等を備えている。</p>	適
	⑫化学、細菌及び病理の検査施設	<p>法第22条第4号</p> <p>規則第21条の5第1号</p> <p>H10.5.19 健政発639 第2-6-(1)</p>	<p>[化学検査施設] 医療棟3階に配置 生化学自動分析装置、全自動輸血検査装置、全自動免疫測定装置等を備えている。</p> <p>[細菌検査施設] 医療棟3階に配置 血液培養測定装置、抗菌培養測定装置等を備えている。</p> <p>[病理検査施設] 医療棟4階に配置 自動染色装置、顕微鏡等を備えている。</p>	適

審査結果

No	要件	根拠法令	審査	結果
7	⑬病理解剖室	法第22条第5号	医療棟4階に配置 部剣台等を備えている。	適
	⑭研究室	法第22条第6号	管理棟3階に配置	適
	⑮講義室	法第22条第7号	医療棟5階に配置	適
	⑯図書室	法第22条第8号	管理棟3階に配置	適
	⑰救急用又は患者輸送用自動車及び医薬品情報管理室（医薬品情報管理室は、医薬品に関する情報の収集、分類、評価及び提供を行う機能を備えていれば、他の用途の室と共用することは差し支えない）	法第22条第9号 規則第22条 H10.5.19 健政発639 第2-6-(2)	[救急用又は患者輸送用自動車] 患者搬送用自動車1台所有している。 [医薬品情報管理室] 医療棟1階に配置（専用室）	適

審査結果

No	要件	根拠法令	審査	結果
8	<p>【諸記録】</p> <p>1) 診療に関する諸記録として、過去2年間の病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約及び入院診療計画書を備えているか。</p>	<p>法第22条第2号</p> <p>規則第21条の5第2号</p>	<p>病院日誌は台帳保存、その他は電子カルテシステム保存している。</p>	適
	<p>2) 病院の管理及び運営に関する諸記録として、共同利用の実績、救急医療の提供の実績、地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績、閲覧実績並びに紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績を明らかにする帳簿を備えているか。</p>	<p>法第22条第3号</p> <p>規則第21条の5第3号</p>	<p>台帳保存（救急医療の提供の実績は電子カルテシステムにも保存）している。</p>	適

審査結果

No	要件	根拠法令	審査	結果
9	【諸記録の管理】 1) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理に関する責任者及び担当者を定めているか。(必ずしも専任の者でなくても差し支えない)	規則第9条の16第4号 H10.5.19 健政発639 第2-5-(4)	管理責任者は院長である。 管理担当者は医事課長である。	適
	2) 諸記録を適切に分類して管理しているか。		台帳及び電子カルテシステムで管理している。	適
10	【諸記録の閲覧】 1) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧に関する責任者、担当者を定めているか。(必ずしも専任の者でなくても差し支えない)	規則第9条の16第5号 H10.5.19 健政発639 第2-5-(5)	責任者は院長である。 担当者は患者サポートセンター参事である。	適
	2) 閲覧の求めに応じる場所を定め、当該場所を見やすいよう掲示しているか。(必ずしも閲覧専用の場所でなくとも差し支えない)		管理棟1階に患者サポートセンター、面談室を設置	適

審査結果

No	要件	根拠法令	審査	結果
11	<p>【地域医療支援病院内に設けられる委員会】 1) 地域の医療を確保する上で重要な関係を有する者を中心に構成され、関係者以外の者が大半を占めているか。(地域の医師会等医療関係団体の代表、当該病院が所在する都道府県・市町村の代表、学識経験者等)</p>	<p>規則第9条の19第1項第1号 H10.5.19 健政発639 第2-5-(7)</p>	<p>委員構成 地域医師会代表4名 市町村代表3名 学識経験者2名 病院関係者2名</p>	適
	<p>2) 開催回数は年4回以上としているか。</p>		<p>「市立秋田総合病院地域医療支援委員会設置要綱」で開催回数を年4回と定めている。</p>	適
12	<p>【患者に対する相談体制】 当該病院内に患者からの相談に適切に応じる体制を確保しているか。 具体的には院内に患者相談窓口及び担当者を設け、患者及び家族等からの苦情、相談に応じられる体制を確保しているか。</p>	<p>規則第9条の19第1項第1号 H10.5.19 健政発639 第2-5-(8)</p>	<p>管理棟1階に患者サポートセンター、面談室を設置</p>	適

審査結果

No	要件	根拠法令	審査	結果
13	<p>【地域における医療の確保を図るために当該病院が行うことが特に必要であるものとして都道府県知事が定める事項】</p> <p>1) 様々な医療の中で、地域における医療の確保を図るために当該病院が行うことが特に必要であるものについて、都道府県知事が地域の実情に応じて、適切に定めるべきものであること。</p> <p>例として、</p> <p>①医師の少ない地域を支援すること。</p> <p>②近接している医療機関と競合している場合は、地域医療構想調整会議における協議に基づき、医療需要に応じ、必要な医療に重点化した医療を提供すること。</p> <p>③平常時からの準備も含め、新興感染症等がまん延し、又はそのおそれがある状況において感染症医療の提供を行うこと。</p> <p>④平常時からの準備も含め、災害時に医療を提供すること。</p>	<p>規則第9条の19第1項第2号</p> <p>H10.5.19 健政発639 第2-5-(9)</p>	<p>都道府県が定める事項なし。</p> <p>令和8年2月20日に開催された地域医療構想調整会議では特に意見はなかった。</p>	—